

証券コード 6731
2025年12月5日

株 主 各 位

大阪市西区立売堀一丁目4番12号

株 式 会 社 ピ ク セ ラ

代表取締役社長 藤 岡 毅

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申しあげます。

本定時株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第44期定時株主総会招集ご通知」及び「第44期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://pixela-group.jp/ir/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2025年12月24日（水曜日）午後6時までに議決権行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2025年12月25日（木曜日） 午前11時 |
| 2. 場 所 | 大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪御堂筋ビルB1
ハートンホール本町
(末尾の株主総会会場ご案内をご参照ください。) |

3. 目的事項

- 報告事項**
- 1 第44期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第44期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

以上

～～

◎当日の受付開始は午前9時30分を予定しております。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎書面またはインターネットによる議決権行使の方法については、3頁をご覧ください。

◎電子提供措置事項のうち、本招集ご通知には、法令および当社定款第16条の規定に基づき、次の事項を記載しておりません。

- ・事業報告のうち「会社の新株予約権等に関する事項」
- ・連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・計算書類のうち「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、監査役が監査した事業報告は、本招集ご通知の記載内容と上記の事業報告のうち「会社の新株予約権等に関する事項」で構成されております。監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の記載内容と上記の連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および上記の計算書類のうち「株主資本等変動計算書」「個別注記表」で構成されております。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

〈書面またはインターネットによる議決権行使のお手続きについて〉

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年12月24日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2025年12月24日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・ 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトログインページ
(株主名簿管理人) 三菱UFJ信託銀行 証券代行部

[・本サイト利用ガイド](#)

[・三菱UFJ信託銀行
ホームページ
\(議決用紙等のご請求\)](#)

■ ログイン

ログインID、パスワードをご入力のうえ、「ログイン」を選択してください。

ログイン ID 4行 - 4行 - 4行 - 3行 (半角)

パスワード (半角)

または仮パスワード

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されている
パスワードをご入力のうえ、「パスワード変更」を選択してください。

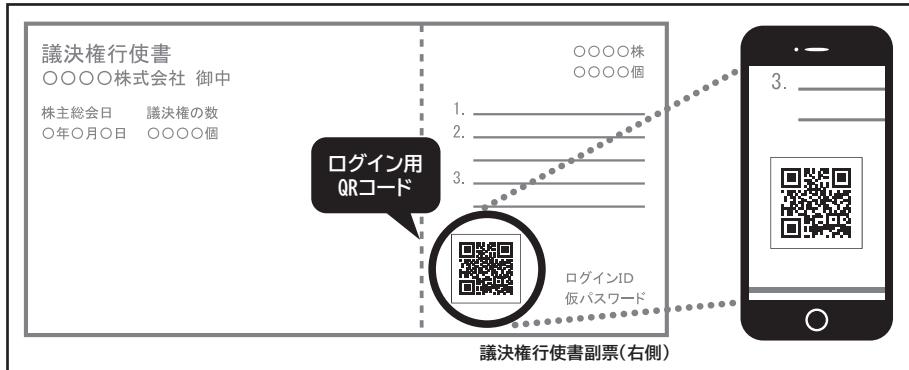
ログインID、仮パスワードは議決権行使書用紙等に記載されております。

パスワードを失念またはロックしてしまった場合は、「[パスワード初期化の届出書](#)」を印刷し必
要事項をご記入の上、三菱UFJ信託銀行 証券代行部宛にご郵送ください。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.(1)パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

事 業 報 告

(2024年10月1日から2025年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループの2025年9月期連結会計年度においては、2023年より当社グループで2度に渡る大規模な構造改革を推し進めた結果、事業の構造を抜本的に転換し、新たな成長ステージへ移行するための好機と捉え、策定した新成長戦略に基づき、いち早い新事業への転換を図ってまいりました。

当社グループでの業務の統合やスリム化を図り、各部門の業務内容や人員構成の見直しを進め、固定費の削減に取り組みました。また、既存事業の効率化に向けては、製品ラインナップの最適化、コミュニケーション戦略の見直し、デザインの刷新、Webサイトの強化などを進めてまいりました。さらに、当社は新規成長戦略として「ウェルネス・ヘルスケア×Web3」を掲げ、ウェルネス・ヘルスケア市場への新規参入を図り、予防医療、パーソナライズドヘルスケア、メンタルウェルネスに注力し、AIやIoTを活用した革新的な製品・サービスの開発を進めています。同時に、Web3技術を戦略的に活用し、ブロックチェーンによるヘルスケアデータの安全管理、NFTやトークンエコノミーによるユーザーエンゲージメント向上、分散型自律組織(DAO)によるコミュニティ主導のエコシステムの構築を志向しております。

今後の展望としては、革新的な健康管理プラットフォームの構築、グローバル市場での顧客基盤拡大、データ駆動型の新規ビジネスモデル確立に注力してまいります。特に、Web3ヘルスケア領域においては、リーディングカンパニーを目指しています。

また当社グループは、2027年までにウェルネス＆ライフスタイルブランド「Re・De（リデ）」をアジアの主要5地域（台湾、韓国、中国、シンガポール、香港）へ展開する目標を掲げ、積極的な海外グローバル展開を着実に進めて行き、海外ブランドとしての認知を高めてまいります。

当社グループは、これらの新戦略を通じて従来のヘルスケア市場の枠組みを超えた新たな価値創造を実現し、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。依然として不透明な経営環境が続く中にあっても、柔軟かつ戦略的な意思決定を通じて、事業構造の大膽な転換と持続的成長の両立に取り組んでまいります。

AV関連事業においては、ウェルネスおよびヘルスケア分野における既存製品に対する保守・機能アップデート、および新規製品の開発に取り組んでおります。また、新規事業としてのポイ活サービス・アプリをスタートし、サービス向上に向けて注力しております。引き続きこれらに続くサービス、製品の開発に努め、今後も、当社が培ってきた技術的知見を活かしつつ、製品の機能強化とサービスの付加価値向上を進めることで、ユーザーにとって魅力的かつ革新的なソリューションを提供し、新たな価値の創出を目指してまいります。

家電事業においては、事業の持続的成長と競争力の強化に向け、戦略的な取り組みを継続的に推進しております。具体的には、調理家電、季節家電、理美容家電の各分野において、市場トレンドを先取りした製品開発に注力し、製品ラインナップの拡充を進めてまいりました。

同時に、SNSを活用した効果的な製品ブランディングやターゲット顧客層に合わせたマーケティング施策を展開し、ブランド価値の向上に努めております。販売面では、自社ブランド製品の販売強化に加え、大手EC事業者向けOEM製品の拡販にも注力し、販売チャネルの多様化を進めております。これらの施策により、市場シェアの拡大、ブランド認知度の向上、安定的な収益基盤の構築、そして新たな顧客層の獲得を目指しております。

今後の成長戦略として、急成長が見込まれる理美容製品市場とオーガニックプロダクト市場に特に注力してまいります。理美容製品分野では、高機能ヘアケア機器やスキンケアデバイスの開発、プロフェッショナル向け美容機器の強化を進めます。オーガニックプロダクト市場では、天然素材を使用した調理家電の開発やエコフレンドリーな製品設計の導入、オーガニック認証取得製品の展開を計画しております。これらの新たな注力分野は、健康志向や環境意識の高まりを背景に急成長している市場であり、当社の技術力と既存の顧客基盤を活かした事業拡大が期待できます。高付加価値製品の投入により利益率の向上を目指すとともに、環境に配慮した製品開発を通じてSDGsへの貢献と長期的な企業価値向上を実現してまいります。

当社グループは、これらの戦略的取り組みを通じて、家電事業の持続的成長と企業価値の向上に努めてまいります。成長市場への積極的な展開と既存事業の強化により、中長期的な収益拡大を目指してまいりますので、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

これらの結果、売上高は10億1百万円（前期比13.9%減）、営業損失は7億96百万円（前期は8億46百万円の営業損失）、経常損失は8億17百万円（前期は8億46百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は8億53百万円（前期は12億2百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

〔A V関連事業〕

ホームAV関連製品に関しましては、新SoC用新4K衛星放送対応TVスタックソフトウェアのターンキーソリューションの家電メーカーでの採用が終了し、そのロイヤリティの売上高が1百万円（前期比97.6%減）となりました。Xit-AirBoxの売上高は1億50百万円（前期比23.3%減）、Xit-Stickの売上高は8百万円（前期比61.5%減）と前期と比べ低調な結果となりました。EWBS対応の海外向けSTBは新規引き合いが継続的にあるもの一部は受注前の段階であり、売上高はゼロとなりました。また、業務ブランド「BIZmode」と「BIZmode」を元に開発したサイネージ事業ブランド「pipico」でのAndroid TV搭載の4Kスマートチューナー、4K衛星放送対応スマートテレビの受注およびソフトウェアロイヤリティは、8百万円（前期比166.2%増）となりました。その他として新製品であるRe・Deランタンスピーカーの投入およびソフトウェアの有償保守費用等で21百万円（前期比74.2%増）の売上高があり、その結果、売上高は1億91百万円（前期比36.8%減）となりました。

IoT関連製品に関しましては、LTE ドングルMT100シリーズは、売上高が43百万円（前期比53.0%減）となり、4GLTEルーターの売上高は44百万円（前期比60.9%減）となりました。その他、修理費などで売上高は20百万円（前期比33.2%減）となりました。その結果、売上高は1億8百万円（前期比54.2%減）となりました。

パソコン向けテレビキャプチャーをはじめとするテレビキャプチャー関連製品に関しましては、全体で売上高は1億57百万円（前期比1.6%増）となりました。

そのほかに、新規事業のスマートリングカメラバンドルソフトの保守等のその他売上高が46百万円（前期比667.8%増）となりました。

以上の結果、当事業の売上高は5億4百万円（前期比28.2%減）、セグメント損失（営業損失）は1億55百万円（前期はセグメント損失35百万円）となりました。

〔家電事業〕

家電事業の当連結会計年度におきましては、「ブランド価値の向上」と「お客様への付加価値の高い商品ラインナップの拡充」、「理美容家電市場への参入強化」、「海外市場の開拓」「お客様とのタッチポイントの強化」を強力に遂行し、収益構造の抜本的改革を着実に推し進めてまいりました。その結果、売上高が4億96百万円（前期比7.8%増）、セグメント損失（営業損失）は2億3百万円（前期はセグメント損失3億42百万円）と大幅な業績の回復を実現いたしました。事業のハイライトと今後の成長戦略についてご報告いたします。

1. 事業のハイライト

当連結会計年度の成長を力強く牽引したのは、プレミアムブランド「Re・De」シリーズ商品の拡販と新製品の発売となりました。

Re・Deブランドの製品群につきましては、家電事業全体の売上高に対する構成比が58.9%（前期40.7%）と、引き続き高い成長を維持いたしました。

なかでも、理美容家電のドライヤー「Re・De Hairdry」が顕著に伸長し、売上高1億26百万円（前期比79.8%増）と事業全体を力強く牽引しています。大風量と圧倒的な軽さという一見矛盾する二つの機能を同時に実現した革新的な製品であると、お客様より高く評価され、人気商品となり、著しく売上に貢献いたしました。

また、開発を進めていた「いつでもどこでも本格的なケアを可能にする」フェイスケア美容機器「Re・De Suhada スティック美顔器」を2025年7月より一般販売を開始し、販売初期から売上高8百万円を計上いたしました。Re・De Suhadaは、革新的なスキンケア体験で日常に新しい美習慣を提案いたします。

さらに、調理家電分野の新製品の販売が大きく貢献いたしました。Re・Deブランドでは、プレミアムオープンレンジ「Re・De Range」を2025年2月から一般販売を開始し、A-Stageブランドでは、縦型トースター「爆速リベイクトースター」を2025年3月より一般販売を開始しております。そして、2020年に発売してからのべ11万台を販売した、ロングランの人気商品である電気圧力鍋「Re・De Pot」をフルリニューアルし、2025年7月に先行発売、年内に一般販売を予定しております。Re・De Potの売上高は1億4百万円（前期比10.8%増）と堅調に推移しており、シリーズ全体では依然高い支持を獲得しています。

2. カテゴリ別業績

当連結会計年度における業績としては、前期比で売上高・粗利益額（率）ともに増加、特に調理家電・理美容家電カテゴリの高成長が事業全体を牽引いたしました。

理美容家電分野においては、圧倒的な軽さと風量でご好評いただいているドライヤー「Re・De Hairdry」、「Re・De Suhada スティック美顔器」が牽引し、リペートを差し引いた売上高は1億17百万円（前期比56.6%増）と顕著に売上高、粗利益額（率）ともに伸ばし成長を達成しました。

調理家電分野においては、上記新製品の「Re・De Range」、縦型トースター「爆速リベクトースター」が加わり、ロングラン商品の電気圧力鍋「Re・De Pot」も好調なことから調理家電分野の売上高は、Re・Deブランド、A-Stageブランドを合わせ1億80百万円（前期比33.9%増）と堅調に伸び、売上、粗利益額（率）ともに貢献いたしました。

生活家電分野では、洗濯機の売上高が、前期比55.3%と大幅に増加し、Re・Deブランドのスマートダストボックス「Re・De Bin」の売上高も好調に推移し、生活家電分野の売上高は、38百万円（前期比24.1%増）と貢献しました。

一方、白物家電については、食材宅配サービス運営会社との連携キャンペーンが奏功し、冷凍庫の販売が拡大しましたが、白物家電全体については、売上高1億56百万円（前期比18.9%減）となりました。

3. 海外成長戦略：台湾市場への本格参入

2027年までにウェルネス＆ライフスタイルブランド「Re・De（リデ）」をアジア主要5地域へ展開する目標を掲げ、第一弾として2025年7月、台湾の有力代理店であるLASKO International Limited, Inc.と独占販売代理店契約を締結いたしました。これにより、2026年9月期より台湾の主要家電量販店およびECサイトでの展開を開始し、グローバル戦略を加速させてまいります。

4. 営業・メディア戦略：ブランド認知度と顧客接点の強化

商品力に加え、お客様とのタッチポイントを最重要視し、以下の戦略を展開いたしました。

体験機会の拡大：新製品発売に合わせ、全国主要都市で体感イベントを開催し、商品の魅力を直接お伝えする機会を拡大しました。

販路拡大：商品の魅力が直観的に伝わる展示ディスプレイを導入し、実店舗での販売網を着実に拡大しました。

メディア露出：各種雑誌、Webサイト、地上波テレビ等で幅広く取り上げられ、「Re・De」「A-Stage」両ブランドの認知度が飛躍的に向上し、市場での高い評価を確立いたしました。

5. 開発戦略

新製品開発では、理美容分野における「Re・De Suhada」の開発、調理家電分野における「Re・De Range」や「Re・De Pot」のフルリニューアルなど、お客様のニーズに応える製品開発を推進しました。今後もプレミアム&ウェルネス領域での新製品開発を続々と進めてまいります。

6. 今後の成長戦略

今後は以下の戦略に注力し、業績の回復と成長を目指してまいります。

- ① Re・De ブランドの深化—プレミアム&ウェルネス領域での新製品開発
- ② 理美容家電の拡充—高成長カテゴリーに集中投資
- ③ 海外成長戦略—ウェルネス&ライフスタイルブランド「Re・De（リデ）」のアジア展開
- ④ SNSマーケティング強化—費用対効果の高いデジタル販促でファン層を拡大
これらの施策により、市場変化に柔軟に対応しつつ“黒字化の回復ライン”を確実に捉え、持続的な成長と収益性向上を実現してまいります。これらの施策を通じて、市場環境の変化に適応しつつ、持続的な成長と収益性の改善を図ってまいります。引き続き、株主の皆様のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上の結果、当事業の売上高は4億96百万円（前期比7.8%増）、セグメント損失（営業損失）は2億3百万円（前期はセグメント損失3億42百万円）となりました。

(注) 各セグメントのセグメント損失（営業損失）は、各セグメントに配分していない全社費用4億36百万円（前期比6.8%減）を配分する前の金額であります。

事業別売上高

事業の名称	金額(百万円)	構成比(%)
A V 関連事業	504	50.4
家電事業	496	49.6
合計	1,001	100.0

以上のような結果を踏まえ、当期の配当金につきましては、誠に遺憾ながら引き続き無配とさせていただきました。株主の皆様には深くお詫び申しあげますとともに、何卒ご了承賜りますようお願い申しあげます。

(2) 設備投資の状況

工具、器具及び備品に31百万円の投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

新株予約権の行使により15億円調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度において、8期連続で営業損失を計上していること及び12期連続で営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループでは、当該状況を解消するため、以下の施策を実施しております。

①事業の転換

長年の柱だった“TVチューナー会社”からの脱皮を、構造改革と新規事業の両輪で進めてきました。テレビ視聴の配信シフトと市場縮小で、当社のコアだったチューナー周辺開発の需要が細り、従来の延長線では収益性が保てない状況にありました。チューナー周辺技術開発の大幅縮小と固定費圧縮、新領域として「ウェルネス／ヘルスケア×Web3」へのシフトを行ってまいります。

第1段階として2023年に構造改革を実施し、チューナー関連の開発は“選択と集中”に改めました。本社移転などの固定費対策も同時に進め、月次で約1,000万円のコスト削減効果を狙うなど、収益構造の立て直しに着手してきました。

第2段階の2024年には合理化をさらに深掘りし、グループ全体で約26%の人員削減を完了しました。加えて固定費は年約2億21百万円の削減効果を見込むなど、損益分岐点の引き下げを具体化してきました。これら事業の“身軽化”を通じて、新規領域に経営資源を振り向けるための地固めを行ってきました。

そのうえで、事業ポートフォリオをウェルネス／ヘルスケア中心に行ってまいります。2025年は、健康行動を“価値（報酬）”に変換するWeb3プロジェクト「WellthVerse」を発表し（コンセプトは“健康が新しい通貨になる”／健康データの自己主権とリワード設計をうたう）、同テーマでゲーム・エンタメ領域及びWeb3領域のコミュニティ運営やマーケティングに強みを持つ企業、またWeb3・ブロックチェーン技術において強みを持ち、NFT（非代替性トークン）技術やプラットフォーム開発を手掛ける開発企業との提携を結んで、ユーザー獲得と定着の二軸でグロースを狙う体制を整えました。

同時に、高還元の“ポイ活”アプリ「エブリポイント」を2025年4月にローンチいたしました。“業界最高水準の還元率”と多様な交換先を掲げ、9月には起動時広告の撤廃など使い勝手を高める「新モード」へ改良し、プロダクト主導で継続率を高める設計に踏み込みました。これにより、広告・アフィリエイト・会員課金などのデジタル収益を積み上げる“ソフト”的柱を築いてまいります。

インセンティブ設計と当社のソフト開発力を存分に活かしたサービスを組み合わせることで、これまでのTVチューナー中心の事業戦略から大幅に転換し、継続性があり、かつ成長性があるビジネスモデルへの転換を大胆に図ってまいります。

②ブランド戦略の遂行

Re・De（リデ）は、ピクセラグループの家電メーカーA-Stageが展開する“心地をリデザインする”を掲げたウェルネスブランドです。キッチン、ビューティ、ライフスタイル、ウェアラブルまでを横断し、日常の「触り心地・使い心地・居心地」といった体験価値を起点にプロダクトを設計するのが中核コンセプトです。ブランドビジョンでは、機能に寄り添うフィーリングや“からだの一部のように自然と動きたくなるデザイン”といった思想が明言され、Re・De=“心地をリデザインするウェルネスブランド”と定義されています。

プロダクト戦略は、電気圧力鍋「Re・De Pot」やケトルの調理家電から出発し、オーブンレンジ「Re・De Range」、灯りと音の体験機器「Re・De Light & Sound」、美顔器「Re・De Suhada」、スマートtring「Re・De Ring」、スマートダストボックス「Re・De Bin」などへ広がっています。単一カテゴリーの“家電ブランド”にとどまらず、暮らし全体の快適さに関わる領域へポートフォリオを拡張することで、ブランド世界観を生活シーンの幅広い“接点”で体感できるようにしているのが狙いとなっています。

Go-to-Marketでは、直営の公式オンラインショップをハブに据え、限定カラー（例：モーヴピンク）やギフト施策などD2C的な運用を強化しつつ、自社メディア「ReDESIGN」やアンビエントミュージック企画「Re・De Sound」で世界観を継続的に発信する“コンテンツ起点”的ブランド運営を行っています。さらに、新製品の先行販売ではMakuakeを活用し、「Re・De Range」の応援金が1,000万円を突破するなど、クラウドファンディングで初期需要の検証とコアファンの形成を両立させています。リアルでは国内大手の体験型ライフスタイル家電セレクトショップやb8ta（新製品の体験型ストア）といった体験型リテールでの展示を通じて“触れてわかる”体験設計を重ね、初期からデザイン評価（JIDAセレクション）も獲得いたしました。デザイン審美と体験価値を同時に磨き込む戦略をとっています。

グローバル戦略の初手としては、2025年に台湾のLASKO International Limited, Inc.と独占販売代理店契約を締結し、まず台湾での量販・EC展開を開始いたします。2027年までに台湾・韓国・中国・シンガポール・香港のアジア主要5地域へ広げる目標を掲げています。これは“プレミアム家電”ニーズの伸長が見込まれる市場を狙い、Re・Deのプロダクトと世界観を現地の強い流通網に載せて拡大する計画です。

グループ戦略との接続では、ピクセラが推進するウェルネス×Web3プロジェクト「WellthVerse」において、指輪型IoTデバイス「Re・De Ring」をコアデバイスに据え、睡眠や活動データを可視化しつつインセンティティブ設計（ポイント／トークン）と結びつける“ソフト×ハード”一体の体験を組み込んでいます。Re・Deの“心地”を測り、整え、続けるという体験を、プロダクト単体からエコシステムへ拡張する戦略をとっています。

Re・Deのブランド戦略は①「心地」を核にした明快なポジショニング、②暮らし全体へ拡張する多カテゴリ展開、③D2Cと体験型リテール・クラファンを組み合わせた市場投入、④アジアを見据えた現地パートナー連携による越境、⑤ウェアラブル×Web3による体験の“継続化”という5本柱で構成することを企図しています。Re・DeはA-Stage（ピクセラグループ）のブランドとして、デザイン審美と体験価値、そしてデジタルエコシステムを束ねることで、従来の“家電”的枠を越えた唯一無二のウェルネスブランドへと進化を目指します。

③経営戦略資金の確保

当連結会計年度においてEVO FUNDを割当予定先とする第20回新株予約権を発行し、当連結会計年度末までに全ての新株予約権が行使され15億円を調達しております。

また、「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に記載のとおり、第13回無担保普通社債3億円を発行しました。

引き続き、必要に応じて事業資金の確保を図ってまいります。

(9) 財産及び損益の状況

区分	第41期 (2022年9月)	第42期 (2023年9月)	第43期 (2024年9月)	第44期 (当連結会計年度) (2025年9月)
売上高(千円)	2,007,985	1,451,166	1,163,136	1,001,129
経常損失(千円)	1,263,664	1,251,329	846,965	817,963
親会社株主に帰属する当期純損失(千円)	1,331,924	1,413,569	1,202,239	853,899
1株当たり当期純損失(円)	699円48銭	349円21銭	64円35銭	13円53銭
純資産(千円)	1,308,448	528,480	200,220	845,871
総資産(千円)	1,742,318	980,430	619,161	1,126,422

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 2. 当社は2023年12月29日付で普通株式100株につき1株の割合で株式併合を行っております。第41期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失を算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社 R f S t r e a m	12百万円	100.0%	半導体、電子機器用部品等の開発・製造・販売
株 式 会 社 A - S t a g e	170百万円	100.0%	家庭用電気製品の企画、製造、販売等

(注) 株式会社RfStreamについては、2020年9月30日付で休眠会社となりました。

③ 当事業年度末における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳 簿 價 額 の 合 計 額	当 社 の 総 資 産 額
株 式 会 社 A - S t a g e	東京都千代田区神田三崎町二丁目18番5号	637百万円	1,340百万円

④ 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
b i z · C r e a v e 株式会社	10百万円	39.0%	Webメディア事業 アフィリエイト事業

(11) 主要な事業内容（2025年9月30日現在）

事業の名称	主 要 製 品 及 び 事 業 内 容
A V 関連事業	デジタルテレビチューナー、Windows及びMac向けテレビキャプチャー、地上デジタル液晶テレビ、地上デジタルチューナー、地上デジタル放送対応TVスタックソフトウェア、地上デジタル放送受信モジュール、新4K8K衛星放送対応液晶テレビ、新4K8K衛星放送対応チューナー、新4K8K衛星放送対応TVスタックソフトウェア、地上デジタル/新4K8K衛星放送対応ターンキーTVスタックソフトウェア(ライセンスサービス)、キャプチャーSDK、ムーブエンジン、テレビ視聴アプリケーション「Xit」シリーズ、ホテル/病院等向けBizModeソフトウェア(月額課金サービス)、サイネージ向けPipicoソフトウェア(月額課金サービス)、USB接続LTEドングル、LTE対応SIMフリーホームルーター、スマートリング、スピーカー付きLEDランタン
家電事業	オリジナルデザイン白物・黒物、生活家電、調理家電、冷蔵庫、冷凍庫、地上デジタル液晶テレビ、液晶モニター、ポータブルDVDプレイヤー、ポータブルブルーレイプレイヤー、洗濯機、加湿器、掃除機、炊飯器、フライヤー、ワインクーラー、電子レンジ、オープントースター、電気圧力鍋、電気ケトル、ヘアドライヤー、センサー式スライドダストボックス、ステイック型美顔器

(12) 主要な営業所（2025年9月30日現在）

① 当社の主要な事業所

本 社 大阪市西区立売堀一丁目4番12号 立売堀スクエア5階
東京営業所 東京都千代田区神田三崎町二丁目18番5号 水道橋ビジネスキュー
ズ 4階

② 子会社

株式会社RfStream

大阪市西区

株式会社A-Stage

東京都千代田区

(13) 従業員の状況（2025年9月30日現在）

① 当社グループの状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
50名	6名減

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
32名	4名減	47歳7ヶ月	17年9ヶ月

(注) 1. 当社の従業員数には、子会社からの出向者を含めておりません。

2. 従業員数には正規従業員以外の有期労働契約に基づく常用労働者3名を含んでおりますが、平均年齢及び平均勤続年数の計算には含めておりません。

(14) 主要な借入先の状況（2025年9月30日現在）

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	109,866,744株
	A種種類株式	81,880株
	B種種類株式	40,000株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	102,415,276株
	(うち自己株式)	39,011株)
	A種種類株式	81,880株
	(うち自己株式)	81,880株)
	B種種類株式	一株
(3) 株主数	普通株式	54,471名
	A種種類株式	1名
	B種種類株式	一名
(4) 大株主（上位10名）		

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
楽天証券株式会社	普通株式 2,615	2.56
GMOクリック証券株式会社	普通株式 1,221	1.19
三菱UFJ eスマート証券株式会社	普通株式 1,063	1.04
松井証券株式会社	普通株式 961	0.94
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	普通株式 939	0.92
全 泰 淳	普通株式 873	0.85
今 川 弘 典	普通株式 821	0.80
株式会社SBI証券	普通株式 685	0.67
日本証券金融株式会社	普通株式 668	0.65
山 下 博	普通株式 646	0.63

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて記載しております。
 2. 持株比率は自己株式（普通株式39千株及びA種種類株式81千株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤 岡 毅	(株)A-Stage代表取締役、biz・Creave(株)取締役、(株)エス・エス・ディ代表取締役、(株)RfStream代表取締役
取 締 役	上 田 賢 嗣	ソフトウエア開発本部長、ブランドデザイン部部長
取 締 役	廣 岡 大 輔	製品開発本部長、ハードウェア開発部部長
取 締 役	遠 藤 暉 克	法人営業本部長、第二営業部部長
取 締 役	成 田 友 依	営業企画部部長
取 締 役	岩 井 亨	経営管理本部本部長、情報システム部部長、株式会社A-Stage 取締役管理部部長
取 締 役	真 鍋 孔 明	株式会社PocketPlot代表取締役
常勤監査役	藤 原 豊 和	
監 査 役	平 松 仁 昌	
監 査 役	甲 立 亮	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業パートナー

- (注) 1. 取締役のうち真鍋孔明氏は、社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役のうち藤原豊和氏、平松仁昌氏、甲立亮氏は、社外監査役であり、平松仁昌氏、甲立亮氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役甲立亮氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する幅広い知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容は以下のとおりであります。

当該契約の被保険者は、当社及び当社の子会社の全ての取締役、監査役であり、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することになった訴訟費用及び損害賠償金（保険約款に基づく免責事由に該当するものを除く。）を補填することとし、その保険料は会社が全額負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その内容は以下のとおりであります。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、金銭による固定報酬としての基本報酬のみとし、役位、職責、在任年数に応じた適正な水準としております。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決定した報酬総額の範囲内で、役位、職責、在任年数に応じ業績、他社水準等をも考慮し、総合的に勘案して決定しております。

③ 取締役の個人別の報酬の内容についての決定の方法に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、当社と同程度の事業規模や同じ業種・業態の企業の水準をベンチマークとしつつ、報酬決定の方針に従い取締役会で決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	53,700 (6,500)	53,700 (6,500)	— (—)	— (—)	7 (1)
監査役 (うち社外監査役)	16,200 (16,200)	16,200 (16,200)	— (—)	— (—)	3 (3)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社の取締役の報酬等は、株主総会で承認された各報酬総額の範囲内において規程に則り行われ、貢献度、財務状況、経済情勢を考慮のうえ取締役会でこれを決定し、また、監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。
3. 取締役の報酬限度額は、1997年8月26日開催の臨時株主総会において月額20,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は5名あります。
4. 監査役の報酬限度額は、1997年8月26日開催の臨時株主総会において月額2,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名あります。
5. 当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容は、「3. 会社役員に関する事項 (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」に記載の役員報酬制度に基づいて決定されているため、取締役会として、報酬等の内容は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものと判断しております。
6. 有償新株予約権は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであるため、上記の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額には含めておりません。有償新株予約権については、「会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりであります。
7. 当事業年度末の人員は、取締役7名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	真鍋孔明	株式会社PocketPlot	代表取締役	重要な取引関係はありません。
監査役	甲立 亮	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業	パートナー	重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	真鍋孔明	就任後開催の取締役会12回の全てに出席し、経営に有限な発言を積極的に行い、社外取締役としての役割を適切に果たしております。
監査役	藤原豊和	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	平松仁昌	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	甲立 亮	当事業年度開催の取締役会15回中14回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会12回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第20条第3項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 あおい監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の合計額	23,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬の見積りの算定根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についての基本方針の概要は、以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役は、当社が法令・定款を遵守した企業活動を経営の基盤としてすることを認識するとともに、コンプライアンスを遵守した組織・体制・施策を整備する責任を有し、管理部門担当取締役は、コンプライアンスに対する取り組みを全社横断的に推進する。
- ・内部監査室は、コンプライアンス遵守状況を監査し、代表取締役社長並びに必要に応じて取締役会及び監査役会に報告する。
- ・法令ほか当社社内規程等に違反、またはその恐れがある行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を整備・運用し、不正行為等の早期発見及び是正を図り、法令遵守体制の強化に努める。
- ・財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持・改善に努める。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応する。その体制として、対応部署を管理部とし、社内関係部署及び外部専門機関（企業防衛対策協議会等）との協力体制を整備する。

②取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社文書管理取扱規程に従い、適切に保存・管理・運用する。また、取締役及び監査役の要望があるときはこれを閲覧に供する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役は、リスクを管理するための体制・施策を整備する責任を有し、管理部門担当取締役は、リスク管理に対する取り組みを全社横断的に推進する。
- ・不測の事態が生じた場合、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の支援を得て早急に対処し、損失を最小限に抑える。

④取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役は、職務分担を明確化し、職務権限規程・職務分掌規程に基づき権限の委譲を行い、業務の効率的な遂行を図る。
- ・定時取締役会は毎月1回開催する。また必要に応じ臨時に開催し、業務執行上の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況を報告する。
- ・取締役会にて中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を定め、各部門はその目標達成に向け業務を遂行する。

- ⑤使用者の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・内部監査室により、定期的に各部門の内部監査を実施し、使用者の職務執行の適正性と効率性を確保し、その維持・改善に努める。
 - ・法令ほか当社社内規程等に違反、またはその恐れがある行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を整備・運用し、全使用人にコンプライアンスの徹底を図り、不正行為等の早期発見に努める。
- ⑥当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・関係会社管理者は、定期的または適時に関係会社の取締役等にその職務執行の状況その他の報告をさせ、必要に応じて当社取締役会及び関連部署に報告する。
 - ・関係会社の代表取締役自身に当該関係会社におけるリスク管理の最高責任者として管理体制を構築する義務を負わせた上で、管理状況及び事象の発生を報告させ、必要に応じて指導や是正措置を講じる。
 - ・関係会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるために、必要に応じて当社役員または従業員を取締役として派遣して密接な連携を保ちつつ機動的運営を図るとともに、当該職務に関連する当社の各部門は必要に応じて指導育成を実施する。
 - ・関係会社の取締役等の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するために、当社監査役は事業の経過の概要につき報告を求め、さらに業務及び財産の状況を調査することができる。また、当社内部監査室は、関係会社に対して当社内部監査規程に準じた内部監査を定期的または臨時に実施する。
 - ・当社は、関係会社がコンプライアンスを遵守し、独立性・独自性を堅持した企業運営を行うことを尊重する。
- ⑦監査役の職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項
- ・監査役から監査役の職務を補助すべき使用者の設置を求められた場合は、監査役と協議の上、合理的な範囲で設置するものとする。
- ⑧前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用者に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役の職務を補助すべき使用者を設置した場合、取締役からの独立性を確保するため、当該使用者の人事異動及び人事考課は、監査役との協議の上決定する。また、監査役の指示の実効性を確保するため、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用者の属する組織等の者の指揮命令は受けないものとする。

⑨監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人による監査役への報告体制として、取締役会への出席の他、重要な会議へは常勤監査役が出席することで業務執行に係る重要事項の報告を兼ねることとする。
- ・取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実を知った場合には、速やかに監査役に報告しなければならない。また、取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行に関する事項の報告を行う。
- ・関連会社の取締役等や当社取締役等から報告を受けた者は、当社関係会社管理規程に定めるところに従い、適時かつ適切に監査役に必要事項を報告する。
- ・当社監査役会規則や内部通報制度規程に定めるとおり、監査役に対する報告をした者や内部通報制度の利用者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
- ・監査役の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針は、監査役監査基準に明記しており、当該費用等は予め予算計上しておくものとするが、緊急または臨時に支出したものについては、当社に償還請求できるものとする。

⑩その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役社長は、監査役会との間で定期的に意見交換を行う機会を設ける。
- ・監査役は必要に応じて内部監査室、会計監査人並びに顧問弁護士と協議の機会を設け、情報交換、意見交換を通じて連携を図る。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- イ) 当社取締役会は毎月1回以上行われ、当社の各部門から毎月職務の執行状況の報告を受け、取締役及び監査役との情報共有を行っております。
 - ロ) 関連会社の代表取締役は、定期的に関係会社管理者または当社代表取締役にその職務執行状況等の報告を行っております。
 - ハ) 当社監査役会は原則毎月1回以上行われ、監査方針、監査計画を協議決定し、各監査役が取締役会に出席する等により、業務及び財産等の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守状況の監査等を行っております。
- 二) 内部監査室は、内部監査計画に基づき内部監査を実施し、内部監査の結果を代表取締役社長並びに必要に応じて取締役会及び監査役会に報告を行っております。
 - ホ) 全社員を対象に情報セキュリティに関するeラーニング教育を実施し、コンプライアンス教育に努めております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,091,481	流動負債	238,499
現金及び預金	575,476	支払手形及び買掛金	10,377
売掛金	90,583	未 払 金	58,499
電子記録債権	134	未 払 費 用	57,937
棚卸資産	266,170	未 払 法 人 税 等	16,276
前渡金	91,791	契 約 負 債	5,810
未収入金	5,669	契 約 損 失 引 当 金	77,806
その他の	61,837	ユーチャー還元引当金	6,275
貸倒引当金	△182	そ の 他	5,515
固定資産	23,664	固 定 負 債	42,051
有形固定資産	0	契 約 損 失 引 当 金	28,237
建物及び構築物	0	資 産 除 去 債 務	13,813
機械装置及び運搬具	0	負 債 合 計	280,550
工具、器具及び備品	0	(純資産の部)	
無形固定資産	0	株 主 資 本	844,467
ソフトウエア	0	資 本 金	1,201,946
投資その他の資産	23,664	資 本 剰 余 金	1,841,998
敷 金	15,561	利 益 剰 余 金	△2,065,771
そ の 他	16,203	自 己 株 式	△133,705
貸倒引当金	△8,100	新 株 予 約 権	1,404
繰延資産	11,276	純 資 産 合 計	845,871
株式交付費	11,276	負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,126,422
資 産 合 計	1,126,422		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,001,129
売 上 原 価	724,214
売 上 総 利 益	276,914
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,072,937
営 業 損 失	796,022
當 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	573
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,548
受 取 賠 償 金	1,998
為 替 差 益	126
そ の 他	570
當 業 外 費 用	6,817
支 払 利 息	407
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	6,260
新 株 予 約 権 発 行 費 償 却	8,572
株 式 交 付 費 償 却	6,117
社 債 発 行 費 償 却	7,399
そ の 他	0
經 常 損 失	28,759
特 別 利 益	817,963
新 株 予 約 権 戻 入 益	12
特 別 損 失	
減 損 損 失	30,928
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	30,928
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	848,880
当 期 純 損 失	5,019
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	853,899
	853,899

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部)				
流動資産	672,698	流动負債	201,412	
現金及び預金	396,983	買掛金	9,577	
売掛金	31,620	未払金	30,538	
製品	99,152	未払費用	51,849	
原材料	6,209	未払法人税等	15,326	
前渡金	81,254	契約負債	6,601	
前払費用	19,515	契約損失引当金	77,806	
未収入金	5,669	ユーザーリ返元引当金	6,275	
未収消費税	18,488	その他の	3,437	
その他の	13,986			
貸倒引当金	△182			
固定資産	658,086	固定負債	42,051	
有形固定資産	0	契約損失引当金	28,237	
建物	0	資産除去債務	13,813	
車両運搬工具	0	負債合計	243,464	
工具器具備品	0			
無形固定資産	0	(純資産の部)		
ソフトウエア	0	株主資本	1,095,440	
投資その他の資産	658,086	資本金	1,201,946	
関係会社株式	637,182	資本剰余金	1,841,998	
関係会社社債	0	資本準備金	1,841,998	
関係会社長期貸付金	630,108	利益剰余金	△1,814,799	
敷金	15,561	その他利益剰余金	△1,814,799	
その他の	26,933	繰越利益剰余金	△1,814,799	
貸倒引当金	△651,699	自己株式	△133,705	
繰延資産	9,522	新株予約権	1,404	
株式交付費	9,522	純資産合計	1,096,844	
資産合計	1,340,308	負債及び純資産合計	1,340,308	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	528,754
売 上 原 価	449,839
売 上 総 利 益	78,915
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	662,255
営 業 損 失	583,340
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,112
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,548
為 替 差 益	733
そ の 他	357
営 業 外 費 用	5,751
支 払 利 息	407
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	615
新 株 予 約 権 発 行 費 償 却	8,572
株 式 交 付 費 償 却	5,035
社 債 発 行 費 償 却	7,399
そ の 他	0
經 常 損 失	22,030
特 別 利 益	599,619
新 株 予 約 権 戻 入 益	12
特 別 損 失	
減 損 損 失	2,361
税 引 前 当 期 純 損 失	2,361
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,440
当 期 純 損 失	604,408

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年11月28日

株式会社 ピクセラ
取締役会 御中

あおい監査法人

東京事務所

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士 恵 良 健太郎

公認会計士 丸 木 章 道

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ピクセラの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピクセラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当連結会計年度において、8期連続で営業損失を計上していること及び12期連続で営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年11月28日

株式会社 ピ ク セ ラ
取締役会 御中

あおい監査法人

東京事務所

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士 恵 良 健太郎

公認会計士 丸 木 章 道

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ピクセラの2024年10月1日から2025年9月30日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において、8期連続で営業損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 あおい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 あおい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月28日

株式会社ピクセラ 監査役会
常勤監査役 藤原 豊和 印
(社外監査役)
社外監査役 平松 仁昌 印
社外監査役 甲立亮 印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 当社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条の事業目的を変更するものであります。
- ② 当社A種種類株式につきまして、2025年10月31日に消却を実施したことから、A種種類株式に関する定款の規定の削除並びにそれに伴う発行可能株式総数の減少に係る現行定款第6条（発行可能株式総数）の変更及び条文番号の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>1. コンピュータによる各種業務システムの開発、販売</u> <u>2. 電子回路の設計、開発及び販売</u> <u>3. 半導体集積回路の設計、開発及び販売</u> <u>4. 電子及び電気機器の設計、開発、製造及び販売</u> <u>5. 照明及び住宅関連機器の設計、開発、製造及び販売</u> <u>6. 電池及びその応用製品の設計、開発、製造及び販売</u> <u>7. 化学工業製品及びその応用機器の開発、製造及び販売</u> <u>8. コンピュータ及び周辺機器の開発、製造及び販売</u>	第1章 総 則 (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
9. ソフトウェアの開発、製造及び販売	(削除)
10. 前各号に関連する調査、研究及びコンサルティング並びに工事の設計、施工及び請負	(削除)
11. コンピュータによるデータ入出力サービス	(削除)
12. インターネット、電子メールによるコンピュータシステムの保守、管理	(削除)
13. 電話、ファクシミリによるコンピュータシステムのサポート業務	(削除)
14. 音声、音楽、映像、データ等のコンテンツの企画、制作、管理、複写、放送、上映、配信、出版、販売、販売及び輸出入	(削除)
15. インターネット・ショッピングモールの企画、運営	(削除)
16. インターネットによる決済処理業務の受託及び決済システムの開発、販売並びに仲介	(削除)
17. インターネット及びコンピュータシステムによる各種情報の提供サービス	(削除)
18. 広告代理業 (新設)	(削除) 1. ウェルネス・ライフスタイル製品（ウェアラブル等）及び関連アプリ、クラウド、サブスクリプションの企画、開発、製造、委託製造、販売及び運用
(新設)	2. リワード／ポイント／決済／ロイヤルティ／Web3等のプラットフォームの企画、開発及び運営
(新設)	3. デジタル広告・マーケティング事業（広告企画・制作・配信・運用、広告代理・仲介、アドネットワーク、データ分析・効果測定／アトリビューション及びメディア運営）
(新設)	4. 暗号資産・NFT等のデジタルアセットの企画、開発、発行、販売、取得、保有、運用、流通、管理及び関連コンサルティング

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>5. ブランドビジネス（自社／他社ブランドの企画、開発、運営・育成、ライセンス、共同企画・コラボレーション及びマーチャンダイジング）並びに商標権等の知的財産権の取得・管理</u>
(新設)	<u>6. D2C／EC／サブスクリプション事業及び国内外販売・代理店事業</u>
(新設)	<u>7. 前各号に関するAI・データ活用、研究開発、コンサルティング、データ処理、保守・サポート</u>
(新設)	<u>8. デジタルAV機器・視聴／配信ソフト（TVチューナー、視聴アプリ等）の企画、開発、製造、販売及び保守</u>
<u>19. 株式、社債の取得、保有、売却</u>	<u>9. 株式・社債等有価証券の取得、保有、売却及び運用</u>
<u>20. 特定労働者派遣業</u>	(削除)
<u>21. 前各号に付帯する一切の業務</u>	<u>10. 前各号に附帯又は関連する一切の事業</u>
第2章 株 式	
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>109,988,624</u> 株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>109,866,744</u> 株、 <u>A種種類株式の発行可能種類株式総数は81,880株、B種種類株式の発行可能種類株式総数は40,000株とする。</u>	第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>109,906,744</u> 株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>109,866,744</u> 株、 <u>B種種類株式の発行可能種類株式総数は40,000株とする。</u>
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 当会社の単元株式数は、普通株式につき100株、 <u>A種種類株式につき1株、B種種類株式につき1株</u> とする。	第7条 当会社の単元株式数は、普通株式につき100株、 <u>B種種類株式につき1株</u> とする。

現 行 定 款	変 更 案
<u>第2章の2 A種種類株式</u> <u>(剰余金の配当)</u>	(削除) (削除)
<u>第10条の2 当会社はA種種類株式を有する株主</u> <u>(以下、「A種種類株主」という。)</u> <u>及びA種種類株式の登録株式質権者</u> <u>(A種種類株主とあわせて以下、「A種種類株主等」という。)に対して</u> <u>は、配当を行わない。</u>	
<u>(残余財産の分配)</u>	(削除)
<u>第10条の3 当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対して、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（普通株主とあわせて以下、「普通株主等」という。）に先立ち、B種種類株式を有する株主（以下、「B種種類株主」という。）及びB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主とあわせて以下、「B種種類株主等」という。）と同順位にて、A種種類株式1株につき、10,000円の金銭を支払う。</u> <u>② A種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u>	
<u>(議決権)</u>	(削除)
<u>第10条の4 A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、当会社の株主総会において議決権を有しない。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
(種類株主総会の議決権) 第10条の5 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会（以下、「A種種類株主総会」という。）の決議を要しない。	(削除)
(A種種類株主総会への準用) 第10条の6 第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催されるA種種類株主総会について準用する。 ② 第13条、第14条及び第16条の規定は、A種種類株主総会について準用する。 ③ 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定によるA種種類株主総会の決議について、第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定によるA種種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。	(削除)
(株式の併合、分割及び募集新株の割当を受ける権利) 第10条の7 当会社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。 ② 当会社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 ③ 当会社は、A種種類株主には、株式無償割当又は新株予約権無償割当を行わない。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(金銭を対価とする取得請求権(償還請求権))</p> <p>第10条の8 A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下、「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の3営業日前までに当会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求（以下、「A種償還請求」という。）することができるものとし、当会社は、当該A種償還請求に係るA種種類株式を取得すると引き換えに、法令の許容する範囲内において、当該A種償還請求に係るA種種類株式の数に10,000円を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>但し、同一の日を償還請求日として A種償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、A種償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、A種償還請求がなされなかつたものとみなす。</p> <p>② 儻還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が当会社の定める償還請求受付場所に到達したときに発生する。A種償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。</p>	
<p>(普通株式を対価とする取得請求権(転換請求権))</p> <p>第10条の9 A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、転換請求日(以下に定義する。)の3営業日前までに当会社に対して書面による通知(撤回不能とする。以下、「転換請求事前通知」という。)を行った上で、当会社に対して当会社普通株式の交付と引き換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、「転換請求」という。)ができるものとし、</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>当会社は、当該転換請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、以下に定める算定方法に従って算出される数の当会社普通株式（以下、「対価普通株式」という。）を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。但し、次項に基づき交付される普通株式数が転換可能株式数を超える場合には、転換可能株式数を超えない範囲内においてのみ転換請求の効力が生じるものとし、転換可能株式数を超えることとなる部分については転換請求がなされなかったものとみなす。上記の但書において「転換可能株式数」とは、転換請求が効力を生じる日（以下、「転換請求日」という。）における（ア）当会社の発行可能株式総数から、転換請求日における当会社の発行済株式総数及び転換請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。以下本項において同じ。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、（イ）当会社の普通株式の発行可能種類株式総数から、転換請求日における当会社の発行済普通株式数及び転換請求日における新株予約権の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか少ない数をいう。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 対価普通株式の数は、転換請求に係るA種種類株式の数に10,000円を乗じて得られる額を、第3項及び第4項に定める転換価額で除して得られる数とする。なお、A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はない。</p> <p>③ 転換価額は、当初40円とする。但し、転換価額は、第4項の規定により調整されることがある。</p> <p>④</p> <p>(1) 当会社は、2023年12月30日以降、第2号に掲げる各事由により当会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合は、次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。</p> <p style="text-align: right;">既発行普通株式数 調整後 転換価額 = 調整前 × $\frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{普通株式数} + \text{株式数}}$</p> <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>ア 当会社普通株式を新たに交付 <u>(当会社普通株式を新たに発行し、又は当会社の保有する当会社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合（但し、株式無償割当の場合、当会社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</u></p>	
<p>イ 株式分割又は株式無償割当により当会社普通株式を発行する場合、調整後転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当会社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当会社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当会社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>ウ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当会社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当会社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当会社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当会社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>エ 当会社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得条項に基づく取得と引換えに当会社普通株式を交付する場合、調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>オ アないしウの各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当会社の機関の承認を条件としているときは、アないしウの定めにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本号に定める取得請求権を使用したA種種類株主に対しては、次の算式に従って当会社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額により} \\ (\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(3) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が± 0.01円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) 転換価額調整式の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>ア 0.01円未満の端数を四捨五入する。</p> <p>イ 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式の数を控除した数とする。また、本項(2)イの場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(5) 第2号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、2023年12月30日以降、次に掲げる場合には、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>ア 株式の併合、当会社を存続会社とする合併、当会社を承継会社とする吸収分割、当会社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>イ その他当会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>ウ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までにA種種類株主に通知する。但し、第2号オの場合その他適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときは、適用の日以後速やかにこれを行う。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>⑤ 転換請求事前通知の効力は、転換請求事前通知に要する書類が当会社の定める転換請求受付場所に到達したときに発生する。転換請求の効力は、当該転換請求事前通知に係る転換請求日において発生する。</p> <p>(金銭を対価とする取得条項(強制償還))</p> <p>第10条の10 当会社は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、「A種償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、当該A種償還日の2週間前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下、「A種金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該A種金銭対価償還にかかるA種種類株式を取得すると引換えに、当該A種金銭対価償還請求に係るA種種類株式の数に10,000円を乗じて得られる額の金銭をA種種類株主に対して交付するものとする。なお、A種種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。</p>	<p>変更案</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章の<u>3</u> B種種類株式 第10条の<u>11</u>(条文省略) (残余財産の分配)</p> <p>第10条の<u>12</u> 当会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対して、普通株主等に先立ち、<u>A種種類株主等</u>と同順位にて、B種種類株式1株につき、10,000円の金銭を支払う。 ② B種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>第10条の<u>13</u>～第10条の<u>18</u> (条文省略)</p>	<p>第2章の<u>2</u> B種種類株式 第10条の<u>2</u> (現行どおり) (残余財産の分配)</p> <p>第10条の<u>3</u> 当会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対して、普通株主等に先立ち、B種種類株式1株につき、10,000円の金銭を支払う。</p> <p>② B種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>第10条の<u>4</u>～第10条の<u>9</u> (現行どおり)</p>

第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、当事業年度末において生じている繰越欠損を解消するとともに今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するために、下記のとおり、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、当該繰越欠損金額と同額の資本金及び資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、発行済株式総数は変更せず、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。また、本議案による当社の純資産額の変動はございませんので、1株当たり純資産額に変更を生じるものではございません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

1,191,946,318円

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年2月27日（予定）

これにより、減少後の資本金の額は10,000,000円になります。

なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

622,852,845円

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年2月27日（予定）

これにより、減少後の資本準備金の額は、1,219,145,848円となります。

なお、当社が発行している新株予約権が、資本準備金の額の減少の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

3. 剰余金の処分の内容

下記のとおり、会社法第452条の規定に基づき、上記資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損補填に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,814,799,163円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,814,799,163円

(3) 剰余金の処分がその効力を生ずる日

2026年2月27日（予定）

4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

(1) 取締役会決議日 2025年11月14日

(2) 株主総会決議日 2025年12月25日（予定）

(3) 債権者異議申述公告日 2026年1月13日（予定）

(4) 債権者異議申述最終期日 2026年2月17日（予定）

(5) 効力発生日 2026年2月27日（予定）

第3号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名（うち社外取締役1名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重　要　な　兼　職　の　状　況　)	所　有　す　る 当社の株式数
1	藤岡毅 (1979年11月2日生)	2002年9月 株エス・エス・ディ入社 2009年2月 同社代表取締役（現任） 2016年10月 当社入社 経営企画本部長 2017年12月 当社取締役 2018年2月 当社M&A戦略本部長 2018年5月 (株)A-Stage 代表取締役（現任） (株)オックスコンサルティング（現biz・Creave(株)）取締役（現任） 2020年12月 当社代表取締役 2023年2月 当社代表取締役社長（現任） 2023年8月 (株)RfStream代表取締役（現任）	普通株式 8,000株
〔取締役候補者とした理由〕			
藤岡毅氏は、当社の経営全般を統括するとともに、関係会社の事業の推進・拡大にも注力しております。今後も当社グループ全体の企業価値向上に向けた体制構築を担ってもらうため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
2	上田賢嗣 (1974年10月8日生)	2000年4月 当社入社 2014年5月 当社製品開発本部 第5ソフトウェア開発部 部長 2017年7月 当社執行役員 ソフトウェア開発本部 副本部長 兼 インターメディアプラットフォーム開発部 部長 2019年4月 当社製品事業本部 ソフトウェア開発部門 部門長 2022年6月 当社次世代技術開発部門 副部門長 2023年2月 当社取締役 ソフトウェア開発本部長 2024年4月 当社取締役 ソフトウェア開発本部長 兼 ブランドデザイン部 部長（現任）	普通株式 27株
〔取締役候補者とした理由〕			
上田賢嗣氏は、主にソフトウェア開発事業における豊富な業務経験と専門的知識を有し、現在は次世代技術開発におけるソフトウェア部門を統括しております。これらの経験や見識を踏まえ、技術開発面での当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する当社の株式数
3	廣岡 大輔 (1976年6月30日生)	<p>2001年4月 当社入社</p> <p>2020年11月 当社執行役員 製品事業本部 製品開発部門 ハードウエア開発部 部長</p> <p>2022年6月 当社次世代技術開発部門 部門長 兼 第三開発部 部長</p> <p>2023年2月 当社取締役 製品開発本部長 兼 ハードウエア開発部 部長（現任）</p>	普通株式 24株
〔取締役候補とした理由〕			
廣岡大輔氏は、主にハードトウエア開発事業における豊富な業務経験と専門的知識を有し、現在は次世代技術開発におけるハードウエア部門を統括しております。これらの経験や見識を踏まえ、技術開発面での当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
4	遠藤 暢克 (1972年11月24日生)	<p>1997年4月 イノテック㈱入社</p> <p>2004年6月 アライドテレシス㈱入社</p> <p>2014年5月 ㈱ジェネシスホールディングス入社</p> <p>2015年4月 ㈱ワイス・コーポレーション入社</p> <p>2015年11月 当社入社</p> <p>2016年10月 当社営業本部 第一営業部 部長</p> <p>2020年7月 当社執行役員 法人営業本部 本部長 兼 第二営業部 部長</p> <p>2023年2月 当社取締役 法人営業本部長 兼 第二営業部 部長（現任）</p>	一株
〔取締役候補とした理由〕			
遠藤暢克氏は、電子機器業界において販売やマーケティングに携わり、豊富な経験と知見を有しております。当社では主にOEM事業を担当し、法人営業部門の強化に取り組んでまいりました。これらの経験や見識を踏まえ、営業面での当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する当社の株式数
5	成田 友依 (1974年8月16日生)	<p>1993年4月 株式会社バイテック入社 2004年5月 パンテック・ワイアレス・ジャパン株式会社入社 2011年4月 同社 営業部 課長代理 2015年11月 当社入社 営業本部 第二営業部 2016年2月 当社経営企画本部 営業企画部 2021年4月 当社経営企画本部 営業企画部 部長 2023年8月 当社営業企画部 部長 2024年11月 当社取締役 営業企画部 部長（現任）</p> <p>〔取締役候補者とした理由〕 成田友依氏は、電子機器、半導体業界において販売や購買部門に携わり、豊富な経験と知見を有しております。当社では主にリテール事業を担当し、営業戦略に大きく貢献しており、当社の事業再構築、成長戦略として新事業分野への進出、展開、新製品開発、新製品のラインナップの拡充、販売チャネルの拡大に向けて営業力の強化を図るために必要な人材であることから、持続的成長と中長期的な企業価値の向上、販売戦略の実行を図る観点から、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する当社の株式数
6	岩井亨 (1968年12月13日生)	<p>2001年5月 株式会社コス（現 株式会社堀場アドバンストテクノ）入社 管理部</p> <p>2011年3月 東洋テック株式会社入社 経理部</p> <p>2013年4月 四方工業株式会社入社 グローバル経理部長</p> <p>2014年7月 当社入社 管理部 経理グループ</p> <p>2018年2月 当社経営企画本部 経営管理部 部長</p> <p>2019年6月 株式会社A-Stage 取締役管理部長（現任）</p> <p>2023年9月 当社経営管理本部 本部長 兼 情報システム部 部長</p> <p>2024年11月 当社取締役 経営管理本部 本部長 兼 情報システム部 部長（現任）</p>	一株

[取締役候補者とした理由]

岩井亨氏は、複数の事業会社において、長年に亘り、経理、財務、人事である管理部門の責任者を経験し、M&Aにおける立上げ、ポスト・マージャー・インテグレーション（PMI）を得意とし、またグローバル経理部長などを歴任し海外現地法人の経営統括管理など幅広い豊富な実務経験、専門知識を有しております。当社では、その経験を活かし、経理、財務、人事である管理部門の責任者を務めております。また、2019年6月からは当社子会社A-Stageの取締役に就任し、当社企業グループの経理、財務、人事である管理部門の統括実行を行っております。2023年1月からの構造改革、組織改革に尽力し、当社グループの事業再構築の実行に寄与いたしました。今後の当社企業グループの経営戦略において、効率的な企業グループでの財務マネジメント、グループ人材能力マネジメントの強化、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営管理、経営戦略の実行を図る観点で、必要不可欠な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する当社の株式数
7	真鍋孔明 (1988年11月19日生)	<p>2012年4月 月島機械株式会社（現 月島ホールディングス株式会社）入社</p> <p>2014年11月 株式会社スウィップ（現 株式会社PocketPlot）設立 代表取締役（現任）</p> <p>2024年11月 当社社外取締役（現任）</p> <p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕</p> <p>真鍋孔明氏は、ソフトウェア業界、クロスボーダーEC業界に精通し、起業家としてベンチャー企業を立ち上げ、企業経営者として、クロスボーダーEC業界において顧客ニーズに合致する製品を生み出す顧客開発力、製品を軸に収益モデルを構築する事業開発力において豊富な経験、技術及び幅広い見識を有しております。その豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的な立場から、当社の経営に的確な提言・助言等をいただくことにより、当社の意思決定の健全性・透明性の向上及びコーポレート・ガバナンスの強化を期待し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。</p>	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任保険に基づく賠償金、訴訟費用等の損害について補償対象とするものであり、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
3. 真鍋孔明氏は、社外取締役候補者であります。なお、真鍋孔明氏の当社社外取締役就任期間は、本定時総会終結の時をもって1年1か月であります。
4. 真鍋孔明氏は、株東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 真鍋孔明氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役甲立亮氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴(重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
(新任) 十代田敦 (1964年12月8日生)	1990年4月 株式会社大林組 入社 1999年6月 株式会社アトリエ・ジーアンドビー 出向 2011年6月 同社 取締役 2014年6月 同社 常務取締役 2021年4月 同社 代表取締役 2025年3月 DY デザイン一級建築士事務所 開設(現任)	一株

[社外監査役候補者とした理由]

十代田敦氏は、長年にわたり建築設計及びデザインの分野で豊富な経験を培い、企業の代表取締役として経営にも携わってこられました。その過程で培われた高度なデザイン思考と、多様なプロジェクトを成功に導いた優れたプロジェクトマネジメント能力を有しております。

当社は現在、ウェルネス・ヘルスケア事業への転換期にあり、IoT技術を活用した製品開発や新たなビジネスモデルの構築を加速させております。同氏の有する空間デザインの知見や経営者としての経験は、ユーザー体験を重視する当社の製品・サービス開発、さらには事業戦略の監督において極めて有益であると判断いたしました。

これらの専門的知見と経営経験に基づき、客観的な立場から当社の経営に対する監督と助言を適切に行っていただき、また、当社の監査役機能及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化に貢献していただけるものと考え、新たに社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

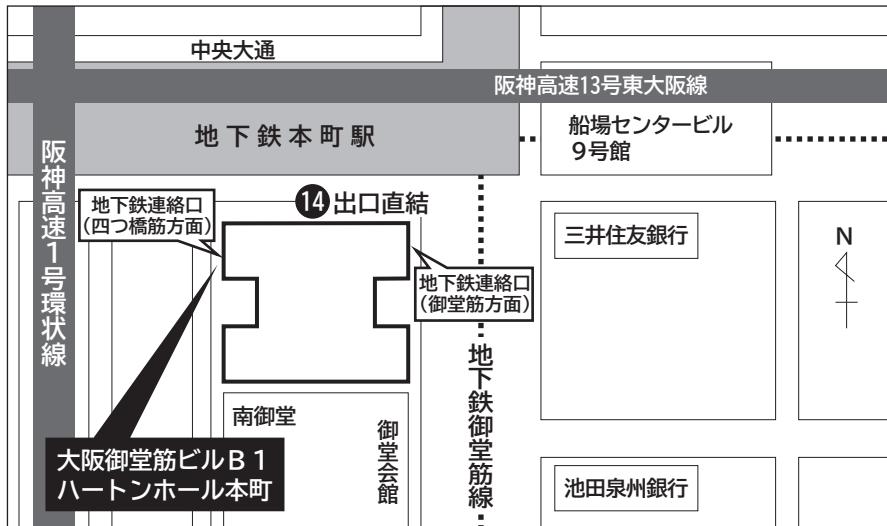
(注) 1. 十代田敦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 十代田敦氏は、社外監査役候補者であります。なお、選任が承認された場合、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
3. 当社は、十代田敦氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任保険に基づく賠償金、訴訟費用等の損害について補償対象とするものであり、十代田敦氏が監査役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内

会 場 大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪御堂筋ビルB1
ハートンホール本町



○地下鉄 本町駅 ⑯番出口よりビルの地下に直接入場できます。

大阪御堂筋ビルB 1のご案内



◎総会当日にご来場の株主様へのお土産の用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。